

[資料3]

2017年10月12日

第一回

住居表示事務処理基準

町 田 市

はじめに

町田市における住居表示は、「住居表示に関する法律」、「町田市住居表示に関する条例」、「町田市住居表示に関する条例施行規則」により実施されていますが、住居表示実施時における細目の基準がないため様々な疑問点が生じています。

こうした疑問点を解消し、円滑な事務遂行を図るためこの住居表示事務処理基準を定めます。

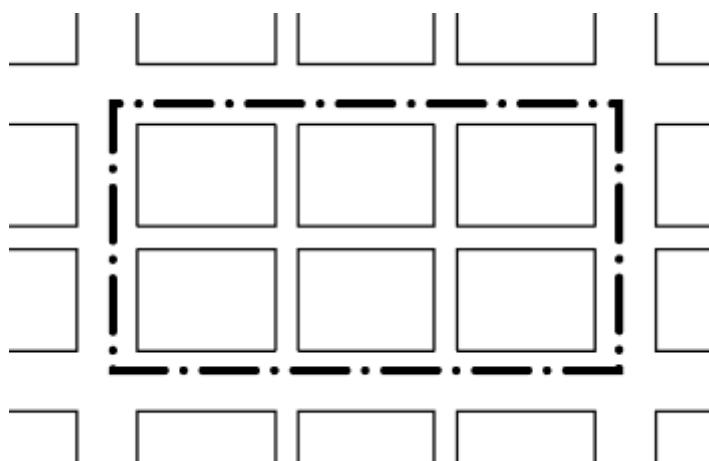
1. 町区域

(1) 町割りの方式

町割りは、原則として、街かく式（注1）（街区集合式）とします。これを補うものとして、結合式（路線式+街かく式）を用います。

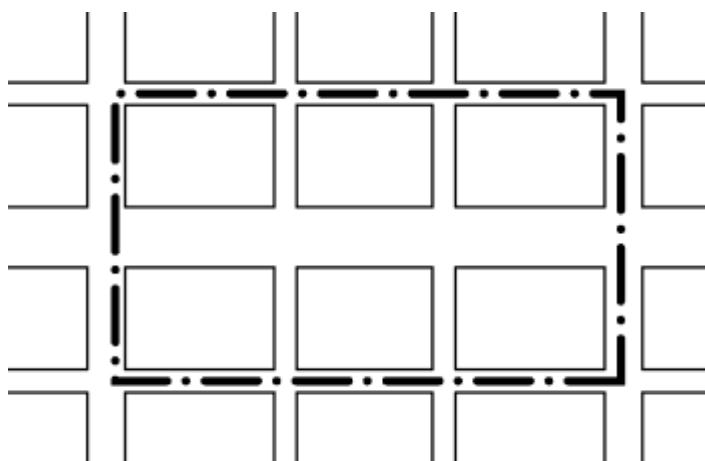
（注1）

〈街かく式〉



境界としての機能が高い
幅員の大きい道路等を町
界とします。

〈結合式〉



昔から続く商店街等で、道
路を挟んで向かい合う両
側に地域の結びつきがあ
る場合などは、裏側の街区
道路等を町界とします。

(2) 町の名称

町の名称（以下「町名」という。）は、個々単独の特定名称とするか、特定名称に加え「丁目」を付します。

特定名称は、従来の町名や、当該地域における歴史、伝統、文化のいずれかで由緒ある名称に準拠したもの、平易で親しみやすいもの及び語調の良いもの等を選択します。

全市を通じて同一町名、読みにくいもの、字句が長いもの、印象の良くないもの、及び常用漢字以外の漢字を用いたものは避けるようにします。

また、類似町名が多くなることは極力避けるようにします。

(3) 町区域の境界

新設する町区域の境界（以下「町界」という。）は、①鉄道、河川、都市計画道路②街区道路③水路、緑地、公園④その他の恒久的な施設の順に境界としての機能が高いものを優先し、直近のものを用いることを原則とします。

また、開発及び将来の道路整備計画等も考慮して決めます。

なお、道路等が町界となる場合において、南北線は東側側線を、東西線は、北側側線をもって町界とすることを原則とします。

(4) 町の大きさ等

① 1つの町の面積はおおよそ15～30haを基準とします。また、1つの町に含まれる街区数は、おおよそ20～50を基準とします。

② 町名に丁目をつける場合、丁目の数は、5～6にとどめます。ただし、これにより難い場合は、8を限度とします。

(5) 丁目の配列

新たに丁目を用いる場合、市の中心部（市役所）に一番近い町を「一丁目」とし、その並びは、順序よく行います。

ただし、鉄道駅等地域の中心となっている地点がある場合は、その地点に一番近い町を「一丁目」とすることもできます。

2. 街区

(1) 街区の形成

① 原則として、四方を道路等で囲まれた一団の土地をもって一街区としますが、街区数を減らして分かりやすくするために、その一団の土地を複数合わせて一街区とすることができます。

なお街区を決定する場合、現況のみにとらわれることなく、開発及び将来の道路整備計画等も考慮します。

② フロンテージ（基礎番号）が過大になると想定された場合や山林、畠等を含み将来、地形の変更が見込まれる街区については、土地利用の方向性を十分に勘案し、地類界（注2）や筆界で街区を形成することができます。

（注2）塀、フェンス、土地用途の分かれ目等

(2) 街区符号の配列

原則として、街区符号は、市の中心部（市役所）に1番近い街区を「1番」として、連続千鳥蛇行式により順序よく定めます。

また、街区符号が一連で流れない場合には、街区の分割及び統合を再検討し、可能な限り街区符号の一連性を重視します。

3. 住居番号

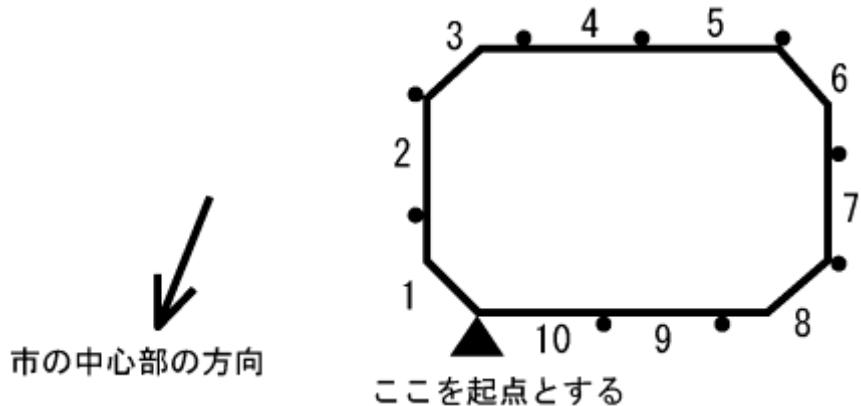
(1) 基礎番号

① 各街区ごとに、市の中心部（市役所）に最も近い角を起点（注3）として、道路にそって、右回りに10m間隔に区切り（フロンテージ）、住居番号の基礎となるべき番号（基礎番号）をつけます。

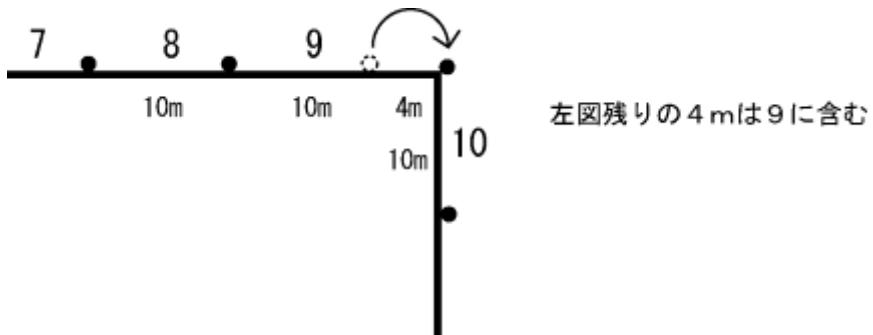
この場合、街区の一辺のフロンテージに5m未満の数字が生じたときは、直前のフロンテージに加え、5m以上のものは、一つの番号とします（注4）。

また、道路以外の街区界には、フロンテージは設定しません。

(注3)



(注4)

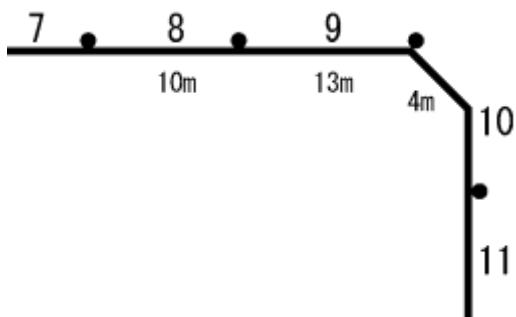


- ② すみ切りがある場合、その長さが、5m以上あるものは、単独のフロンテージを設定し(注5)、5m未満のものは直後のフロンテージに含めます(注6)。なお、角度が135度以上の場合は、直線と見なし、新たなフロンテージの起点とはしません。

(注5)



(注6)



- ③ 街区界の一部が道路以外で、建築物の出入口としての用をなさない場合には、基礎番号が一連で回らないので、起点を変更し、必ず基礎番号が一連で回るよう考慮します。

(2) 一般的な住居番号

- ① 建築物の主要な出入口が、街区の境界となる道路に接している場合は、その出入口が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号をその建物の住居番号とします。
- ② 建築物の出入口が、二つの基礎番号の境目に当たる場合は、原則として、若い数字の基礎番号をその建物の住居番号とします。

(3) 集合住宅における住居番号の特例

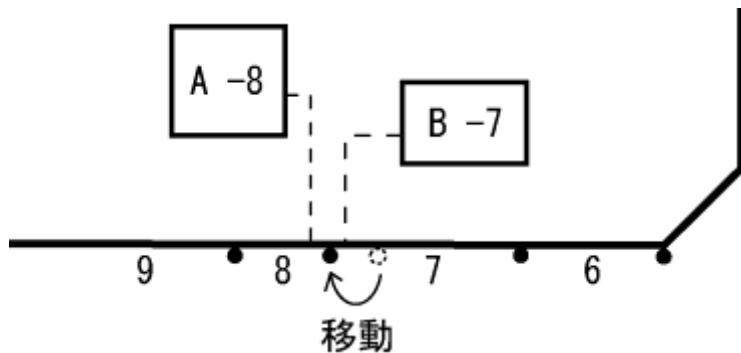
- ① 50戸を超える集合住宅は、基礎番号と各戸の番号を合わせて住居番号とし、固有の建物名は住所に含めません。
ただし、店舗等が混在している建物については十分に現況を把握し決定します。
- ② 複数の集合住宅で団地を形成しているような場合の住居番号は、市の中心部（市役所）に最も近い建築物を起点として、順序よくつけます。
ただし、既に棟番号が順序よくつけられている場合は、そのまま用いてもよいこととします。

例 町田市〇〇△丁目 〇〇番 〇〇 - 〇〇〇号
住居番号 部屋番号
又は棟番号

4. 住居表示の特例について

- ① 街区内の建築物が、工場、学校、病院等の大規模な建築物で棟数が少ない場合は、フロンテージを現況に合わせ 10m 以上にすることができます。
また連番方式とすることもできます。これにより、住居番号が必要以上に大きくなったり、番号が飛んだりすることを避けることができます。
- ② 小規模な建築物が並んでいる部分では、フロンテージを 10m 以下で設定することができます。これにより同一の住居番号を避けることができます。
- ③ 同一の住居番号を避けるため一定のフロンテージの中において、フロンテージ記号を移動することが出来ます（注7）。（振り分け）

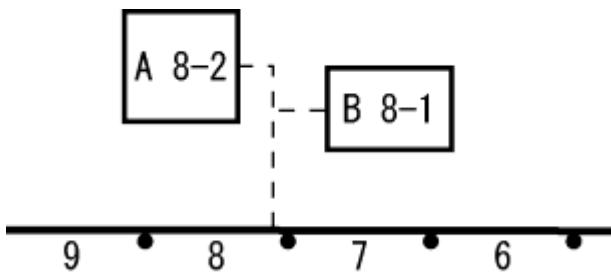
（注7）振り分け



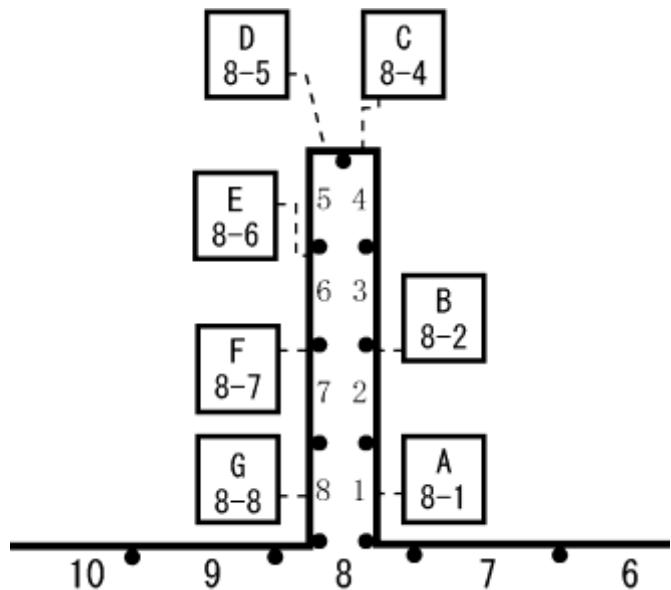
フロンテージを移動させることにより Bさんは、住居番号が 8 から 7 になります。

- ④ 同一の通路を使用している場合、ならびに袋小路を使用している場合は、枝番付定することができます（注8）。

（注8）枝番付定



左図のように Aさん、Bさんが同じ通路を利用している場合、枝番 -1、-2 を付定出来ます。Aさんは 8号2、Bさんは 8号1となります。ただし、所有者、居住者、敷地の状況、その他を総合的に勘案します。



上図のよう⁵に5mピッチのフロンテージを設定し路地付定を行います。

Aさんは8号1、Bさんは8号2、Cさんは8号4、Dさんは8号5、Eさんは8号6、Fさんは8号7、Gさんは8号8となります。

⑤ 各街区が、土地区画整理事業や開発行為等で整備されたような、一定程度土地の区画が整っている区域でかつ、都市計画や建築協定、建築協約で最低敷地面積が定められているような区域では、10mごとのフロンテージではなく、建物ごとに連番方式で住居番号を定めることができます。

連番方式の住居番号は、1号から順序よく並んだ住居番号を付定するため、市の中心部の方向によらずに、建物の並び方に配慮し、つけることができます。

一部の区画で面積が大きく将来の分割が想定される場合は、定められた最低敷地面積を参考にして、相応の住居番号を確保しておきます。

⑥ 忌み番号（4番2号、42号、4丁目2番19号）を回避するため、フロンテージのピッチを調整することができます。

5. その他

今後の事務遂行上、新たな問題が生じた場合、より良い手法が検討された場合は、適宜この処理基準を改定します。

	1990年3月27日	都市計画課・総合窓口課合意
改定	1994年3月 4日	都市計画課・市民課合意
改定	2012年3月30日	都市計画課・市民課合意